

## 平成31年度（平成30年度実施）以降の青森県公立学校 教員採用候補者選考試験の変更点について

### 変更①

【（平成30年度実施）平成31年度教員採用候補者選考試験より実施】

小学校及び特別支援学校小学部教諭受験者に対する、第一次試験の専門教科試験における出題科目について、新たに「英語」を追加します。

次期学習指導要領における、小学校「英語」教科化への対応として、小学校及び特別支援学校小学部の受験者に対して、第一次試験の専門教科試験②において、現行の「生活・音楽・図画工作・家庭・体育」の5教科に「英語」を追加し6教科による試験を課すこととします。これと同時に、第二次試験の模擬授業・個人面接における英語による簡易な自己紹介は廃止します。

### 変更後の専門教科試験について（小学校及び特別支援学校小学部）

【現行】			【変更後】		
専門教科① (12:40～14:10) 【90分】 (各教科 約20～25分)	合計 200点	国語 50点 ----- 社会 50点 ----- 算数 50点 ----- 理科 50点	➔	合計 200点	国語 50点 ----- 社会 50点 ----- 算数 50点 ----- 理科 50点
専門教科② (14:30～15:45) 【75分】	合計 125点 (各教科 15分)	生活 25点 ----- 音楽 25点 ----- 図工 25点 ----- 家庭 25点 ----- 体育 25点		合計 120点	<b>英語 20点</b> ----- 生活 20点 ----- 音楽 20点 ----- 図工 20点 ----- 家庭 20点 ----- 体育 20点
					各教科 10 分 15 分

#### < 補足事項 >

- 専門教科試験①について、試験時間、出題科目、配点等全て現行どおりで変更はありません。
- 専門教科試験②の試験時間は、現行どおりで変更はありません。
- 専門教科試験②の配点について、各教科20点満点の計120点満点へ変更します。  
(現行は、各教科25点満点の計125点満点)
- 「英語」の出題内容に関して、リスニング問題は含まないものとする予定です。

## 変更②

【(平成31年度実施)平成32年度教員採用候補者選考試験より実施】  
**複数免許状を有する受験者及び司書教諭資格を有する受験者に対して、専門教科試験の得点に加点する制度を導入します。**

学習指導要領の改訂及び今日の学校現場がかかえる複雑・多様な教育課題に対応するため、幅広い知識や技能を有する多様な人材を確保することを目的として、複数免許状を有する受験者及び司書教諭資格を有する受験者で条件を満たす場合に、15点（小学校及び特別支援学校小学部）又は5点（中学校・高等学校及び特別支援学校中学部・高等部）を上限として、第一次試験の専門教科試験の得点に加点することとします。

### < 加点制度の対象者及び資格要件 >

番号	対象となる校種・教科	資格要件	加点内容	加点対象科目(専門教科試験)の満点
1	小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭受験者	中学校教諭又は高等学校教諭の「数学」「理科」「英語」のいずれかの普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	15点	320点
2	中学校教諭及び特別支援学校中学部教諭の「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」の受験者	中学校教諭の複数教科の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	5点	100点
3	高等学校教諭受験者	高等学校教諭「情報」の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	5点	100点
	高等学校教諭「国語」受験者	高等学校教諭「書道」の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者		
4	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭受験者	司書教諭の資格を共に有する者又は取得する見込みの者	(小) 10点 (中・高) 3点	(小) 320点 (中・高) 100点

### < 加点の資格要件を複数満たしている場合 >

加点の資格要件を複数満たしている場合であっても、小学校及び特別支援学校小学部受験者においては**15点**、中学校及び高等学校受験者（特別支援学校中学部及び高等部を含む）においては**5点を上限**とします。

### < 補足事項 >

- 「取得見込みの者」とは、採用日（翌年の4月1日）までに、資格要件である免許状等の資格を確実に取得できる者としてします。なお、採用日までに資格を取得できない場合には、**採用内定を取り消すことがあります**。
- 番号2の資格要件「中学校教諭の複数教科の普通免許状～」の「教科」は、「国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語」とします。
- 加点申請のために必要な手続き及び書類等についての詳細は、今後の実施要項等でお知らせします。